

# 小石原川ダム建設事業の検証に係る検討 目的別の総合評価（補足資料）

平成24年8月10日

国土交通省 九州地方整備局  
独立行政法人 水資源機構



# 治水対策案 (参考資料)

【現計画（ダム案）：河川整備計画（小石原川ダム＋河道改修）】を「小石原川ダム案」  
【治水対策案(1)：河道の掘削】を「河道掘削案」  
【治水対策案(7)：ダムの有効活用（かさ上げ）】を「江川ダムかさ上げ案」  
【治水対策案(12)：遊水地（掘込方式〔1箇所〕）＋河道の掘削】を「遊水地案」  
【治水対策案(13)：河道の掘削＋輪中堤＋宅地のかさ上げ・ピロティ建築等＋土地利用規制】を「輪中堤案」  
【治水対策案(15)：雨水貯留施設＋雨水浸透施設＋水田等の保全（機能向上）＋河道の掘削】を「雨水貯留施設案」と表現することとした。

※「河道内の樹木の伐採」、「排水機場」、「二線堤」、「樹林帯等」、「水田等の保全（機能保全）」、「森林の保全」、「洪水の予測、情報の提供等」は全ての治水対策案に含まれる。

# 《洪水調節》 現計画（ダム案） 「小石原川ダム案」

## 【河川整備計画の概要】

■河道改修を実施するとともに、小石原川ダムを建設することにより、河川整備計画で想定している治水安全度を確保する。

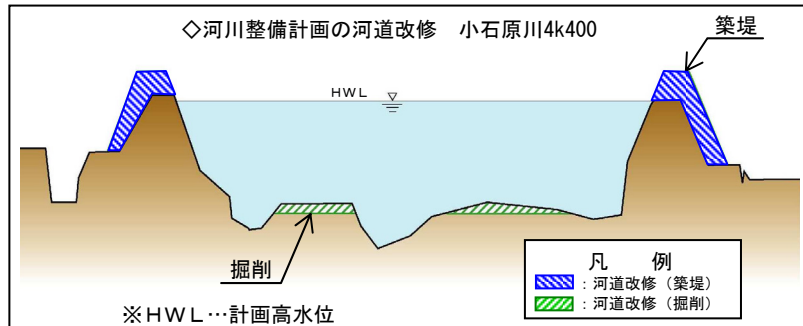
- ・ 河川の洪水時の流量を低減させるため、小石原川ダムを建設する。
- ・ 河川の流下能力が不足する箇所において、河道の掘削や築堤を行う。
- ・ 遺されている二線堤等の堤防は、現在の土地利用等も考慮しつつ、減災効果のあるものについては、地域と認識の共有を図り、施設の保全に努める。

### 【河道改修】

- ・ 河道を約30万 $m^3$ 掘削する。
- ・ 築堤を約30万 $m^3$ 行う。
- ・ 河道の掘削等により影響がある橋梁7橋の改築を行う。

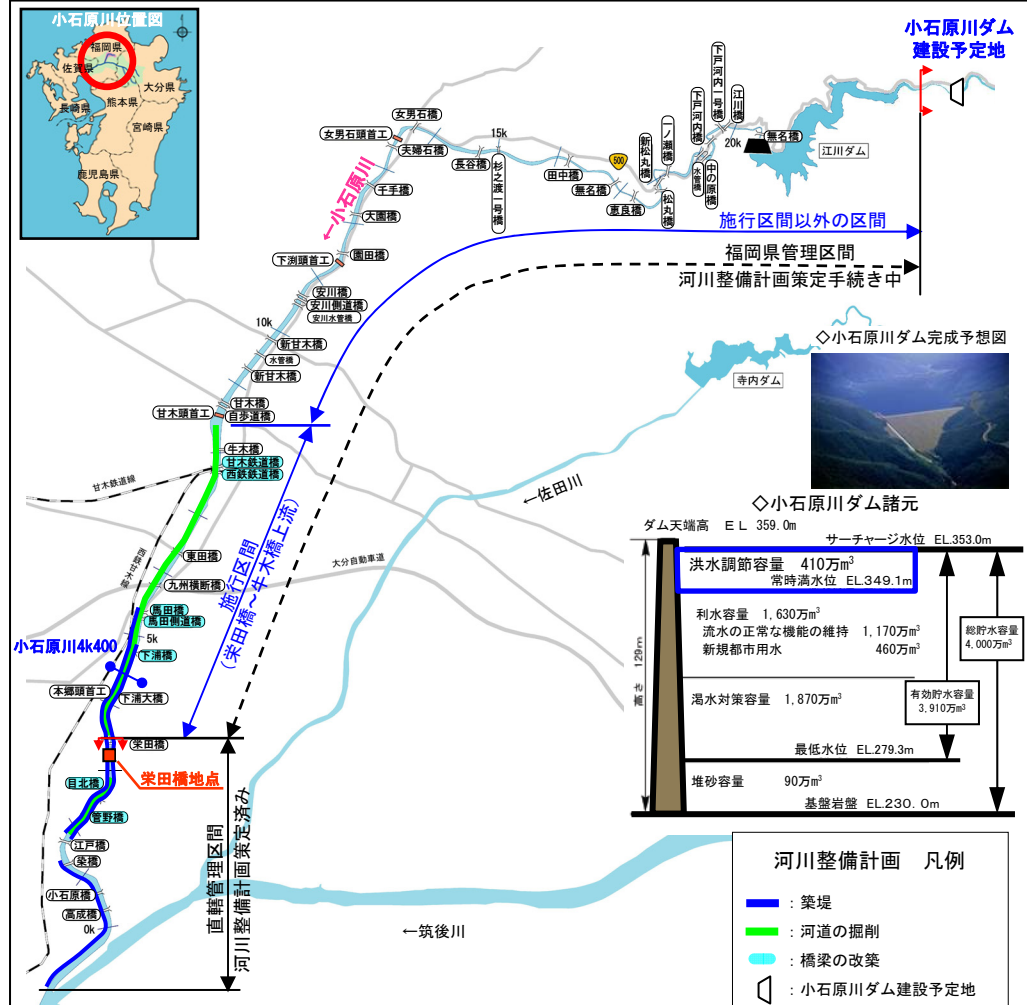
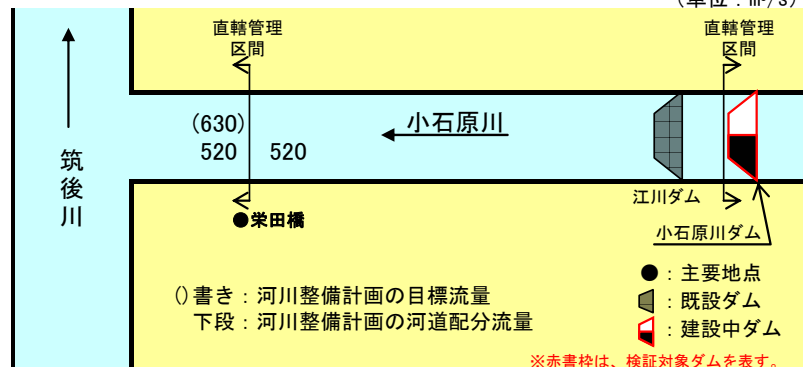
### 【ダム建設】

- ・ 河川の洪水時の流量を低減させるため、小石原川ダムを建設する。



### ◇河川整備計画の目標流量及び河道配分流量

(単位:  $m^3/s$ )



# 《洪水調節》 治水対策案 (1) 「河道掘削案」

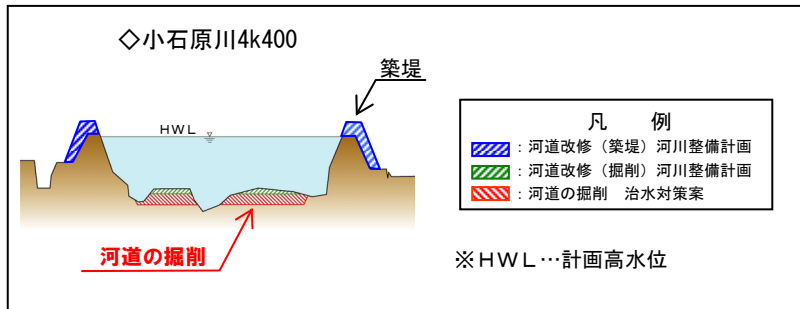
## 【治水対策案の概要】

■河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、河道の掘削により、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。

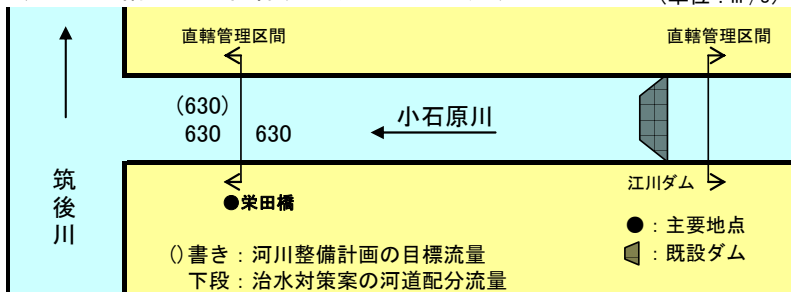
- ・河川の流下能力が不足する箇所において、河道の掘削や築堤を行う。
- ・筑後川合流点から江川ダム直下流までの区間において、流下能力が不足する箇所で河道の掘削を行う。

### 【河道改修】

- ・河道を約60万 $m^3$ 掘削する。
- ・築堤を約30万 $m^3$ 行う。
- ・残土を約30万 $m^3$ 処理する。
- ・河道の掘削等により影響のある橋梁19橋の改築を行う。
- ・河道の掘削により影響のある堰4基の改築を行う。

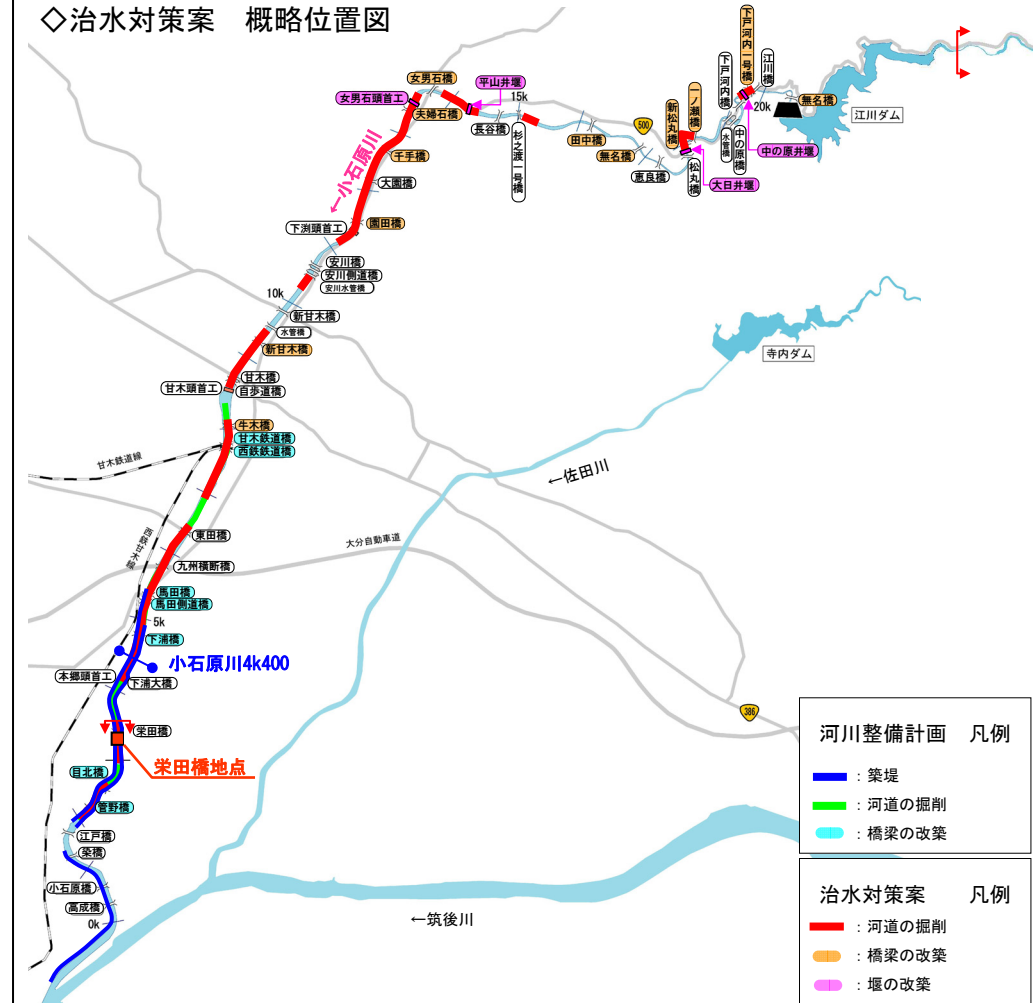


### ◇河川整備計画の目標流量及び河道配分流量



※各治水対策案の概要に示す概算工事数量は河川整備計画に位置づけられた河道改修の概算工事数量が含まれる。  
 ※各治水対策案の立案にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。  
 ※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

### ◇治水対策案 概略位置図



# 《洪水調節》 治水対策案 (7) 「江川ダムかさ上げ案」

## 【治水対策案の概要】

■河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、既設の江川ダムのかさ上げにより、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。

- ・河川の流下能力が不足する箇所において、河道の掘削や築堤を行う。
- ・河川のピーク流量を低減させるため、既設の江川ダム(利水専用ダム)のかさ上げを行い、新たに洪水調節容量を確保する。

### 【河道改修】

- ・河道を約30万m<sup>3</sup>掘削する。
- ・築堤を約30万m<sup>3</sup>行う。
- ・河道の掘削等により影響がある橋梁7橋の改築を行う。

### 【ダムの有効活用(かさ上げ)】

- ・江川ダムを約6mかさ上げ、洪水調節容量(310万m<sup>3</sup>)を確保する。
- ・洪水調節を可能とする洪水調節設備(ゲート)を新設する。
- ・洪水吐き新設に伴い周辺道路約3kmの付け替えを行う。
- ・江川ダムかさ上げに伴い約7haの用地買収を行う。

### 【留意事項】

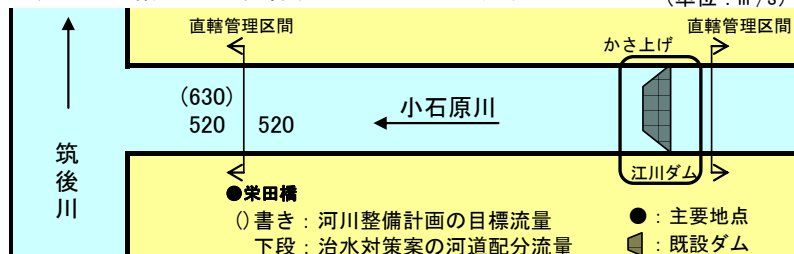
- ・江川ダムのかさ上げには、利水者や地権者等との合意が必要である。

## ◇江川ダムのかさ上げによる洪水調節容量確保



凡例  
 : ダムの有効活用(かさ上げ)治水対策案

## ◇河川整備計画の目標流量及び河道配分流量



※各治水対策案の概要に示す概算工事数量は河川整備計画に位置づけられた河道改修の概算工事数量が含まれる。  
 ※各治水対策案の立案にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。  
 ※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

## ◇治水対策案 概略位置図



# 《洪水調節》 治水対策案 (12) 「遊水地案」

## 【治水対策案の概要】

■河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、福岡県管理区間上流における遊水地の建設を行う。遊水地の治水効果の及ばない遊水地よりも上流の区間、遊水地より下流の治水効果が不足する区間については、河道の掘削により河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。

- ・ 河川の流下能力が不足する箇所において、河道の掘削や築堤を行う。
- ・ 河川のピーク流量を低減させるために、小石原川上流に遊水地を建設する。
- ・ 筑後川合流点から江川ダム直下流までの区間において、流下能力が不足する箇所で、コスト的に最も優位と想定される河道の掘削を行う。
- ・ 遊水地は、地役権方式では必要な治水効果が得られないことから、掘込方式とする。

## 【河道改修】

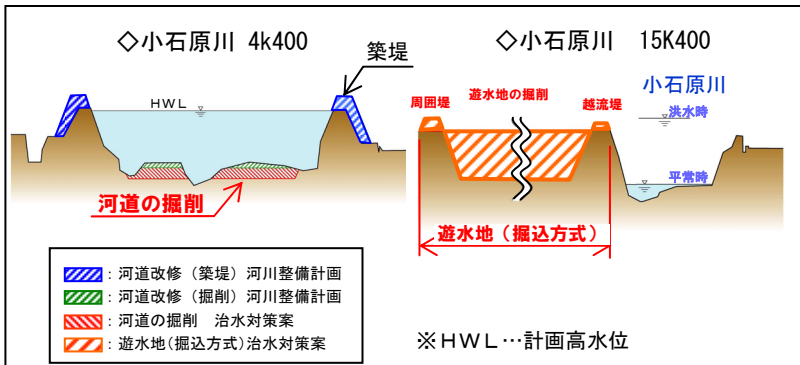
- ・ 河道を約50万 $m^3$ 掘削する。 ・ 築堤を約30万 $m^3$ 行う。
- ・ 残土約20万 $m^3$ 処理する。
- ・ 河道の掘削等により影響がある橋梁18橋の改築を行う。
- ・ 河道の掘削により影響のある堰4基の改築を行う。

## 【遊水地(掘込方式)】

- ・ 遊水地を1箇所設置する。 ・ 約20万 $m^3$ の掘削を行う。
- ・ 遊水地周囲の堤防(周囲堤)、河川水を遊水地へ流す箇所の堤防強化(越流堤)、洪水時に貯めた水を排水する樋管を整備する。
- ・ 残土を約20万 $m^3$ 処理する。 ・ 農地約10haの用地買収を行う。

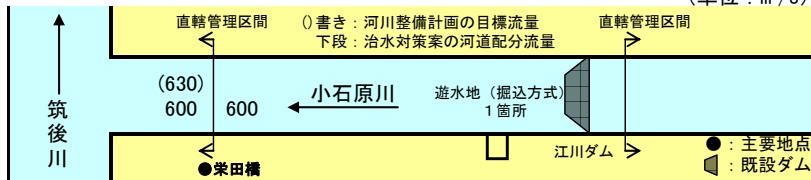
## 【留意事項】

- ・ 遊水地とする区域で、土地所有者との合意が必要である。



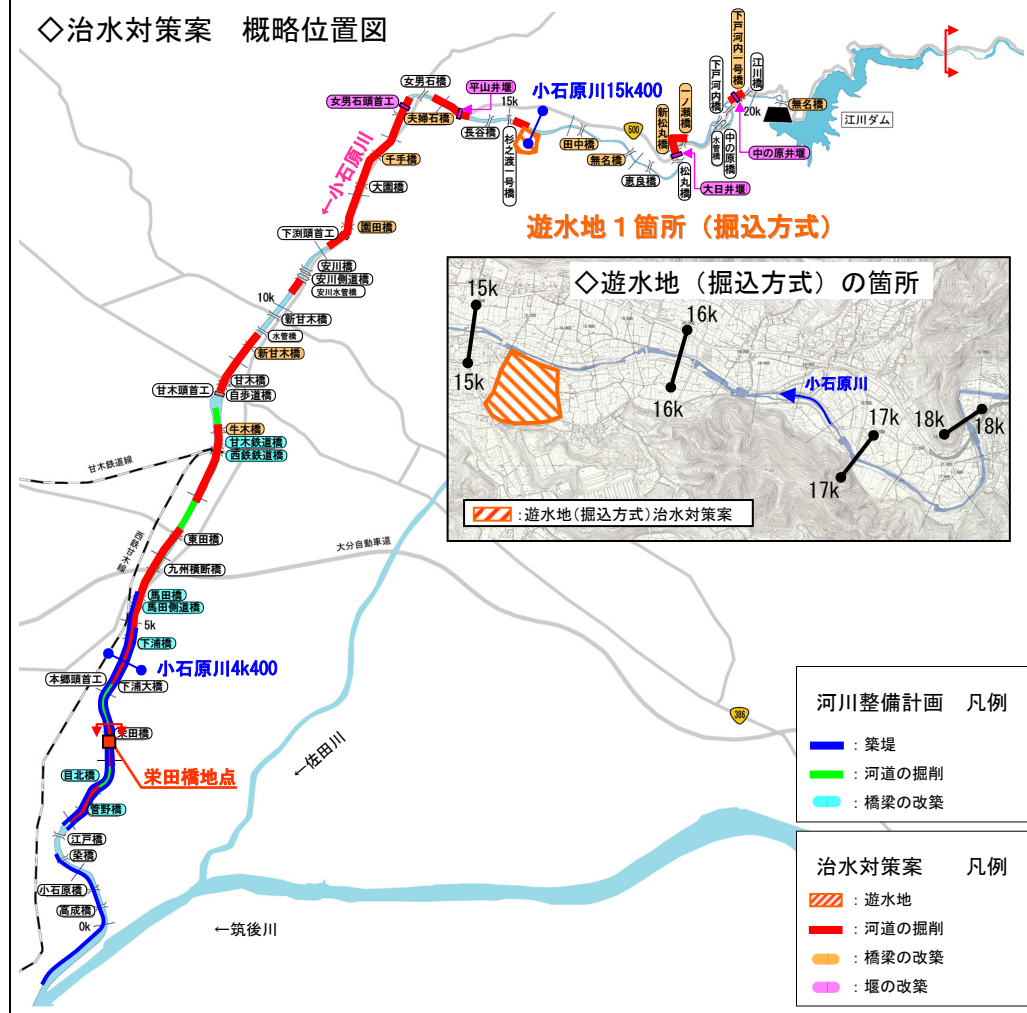
## ◇河川整備計画の目標流量及び河道配分流量

(単位:  $m^3/s$ )



※各治水対策案の概要に示す概算工事数量は河川整備計画に位置づけられた河道改修の概算工事数量が含まれる。  
 ※各治水対策案の立案にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。  
 ※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

## ◇治水対策案 概略位置図





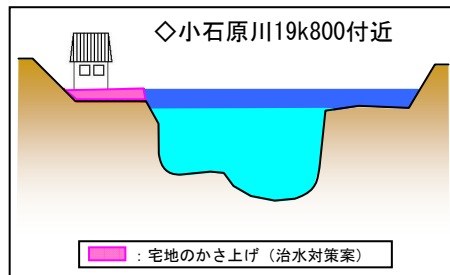
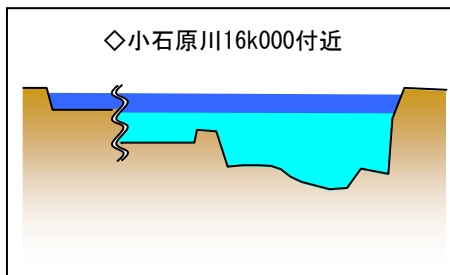
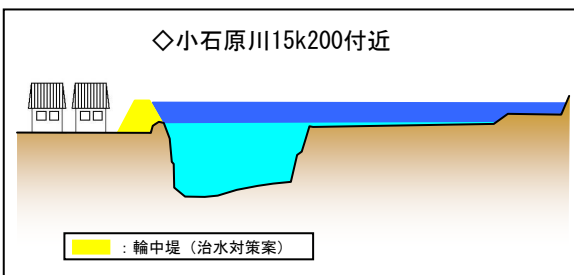


# 《洪水調節》 治水対策案 (13) 「輪中堤案」

(2 / 2)

## ◇治水対策案（小石原川上流）の概要

- 家屋等の浸水被害を防御するため、小石原川上流において、輪中堤の構造や宅地のかさ上げによる対策を行うとともに、遊水機能を有する土地の保全、土地利用規制を行う。
- 小石原川上流のうち、左岸14k000付近、左右岸14k600付近、左右岸18k200付近、左岸19k800付近の家屋・小集落で宅地のかさ上げによる対策を行う。
- 小石原川上流のうち、左岸15k200付近の集落では、輪中堤による対策を行う。
- 各箇所の対策は、輪中堤、宅地のかさ上げより、土地の利用状況、地形、対象となる家屋数を考慮し、居住者の生活に影響の出ない方策を用いるものとする。



治水対策案 凡例	
<span style="color: cyan;">■</span>	: 河川整備計画での水位
<span style="color: blue;">■</span>	: 治水対策案での水位
<span style="color: yellow;">■</span>	: 輪中堤
<span style="color: pink;">■</span>	: 宅地のかさ上げ
<span style="color: lightblue;">—</span>	: 小石原川
<span style="color: black;">—</span>	: 国道
<span style="color: green;">—</span>	: 一般道

# 《洪水調節》 治水対策案 (15) 「雨水貯留施設案」

**【治水対策案の概要】**

■河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、雨水貯留施設や雨水浸透施設を設置し、水田等の保全（機能向上）を行う。これによる治水効果が不足する分については、河道の掘削により、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。

- ・河川の流下能力が不足する箇所において、河道の掘削や築堤を行う。
- ・流域内の学校（校庭）、公園、農業用ため池に雨水の貯留を行い、家屋を対象とした雨水浸透施設を設置するとともに水田等の保全（機能向上）を行い、河川のピーク流量の低減を図る。
- ・筑後川合流点から江川ダム直下流までの区間において、流下能力が不足する箇所で、コスト的に最も優位と想定される河道の掘削を行う。

**【河道改修】**

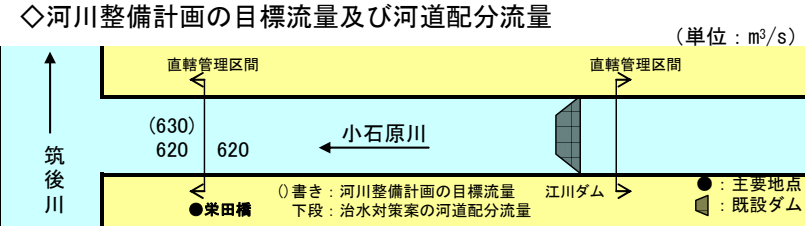
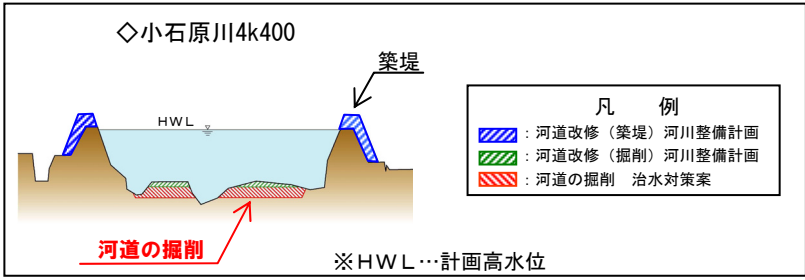
- ・河道を約60万m<sup>3</sup>掘削する。 ・築堤を約30万m<sup>3</sup>行う。
- ・残土を約30万m<sup>3</sup>処理する。
- ・河道の掘削等により影響のある橋梁19橋の改築を行う。
- ・河道の掘削により影響のある堰4基の改築を行う。

**【流域対策】**

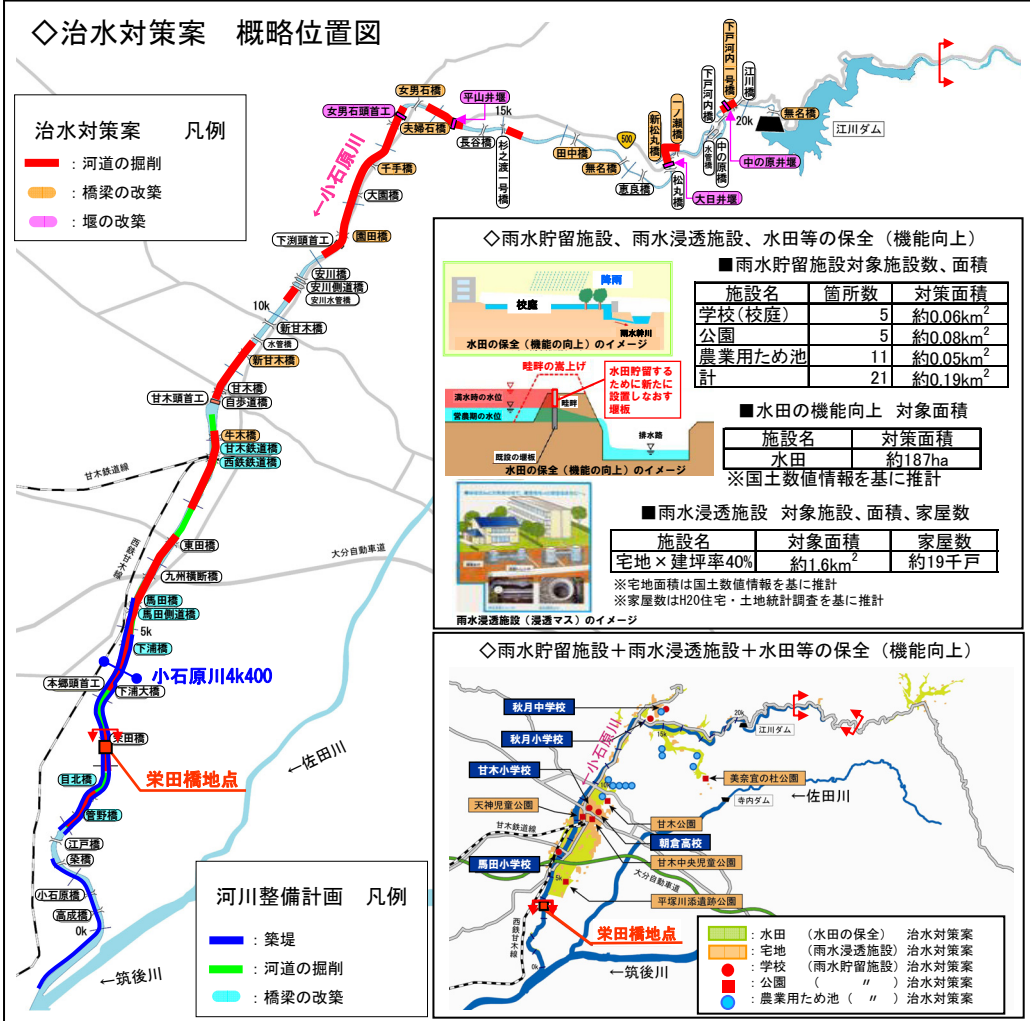
- ・公園や学校（校庭）を対象として雨水貯留施設を約10箇所新設するとともに、雨水用排水路等の整備を行う。
- ・また、流域内の11箇所のため池を活用し、雨水の貯留を行う。
- ・雨水浸透施設の整備として家屋約19千戸に浸透枳の設置を行う。
- ・水田約187haを対象に、落水口への堰板設置、畦畔のかさ上げを行い、治水機能を向上させる。

**【留意事項】**

- ・流域対策については、関係者の理解と協力が必要である。



※各治水対策案の概要に示す概算工事数量は河川整備計画に位置づけられた河道改修の概算工事数量が含まれる。  
 ※各治水対策案の立案にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。  
 ※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



# 利水対策案 (参考資料)

【現計画（ダム案）：河川整備計画（小石原川ダム）】を「小石原川ダム案」

【利水対策案(1)：河道外貯留施設（貯水池）】を「河道外貯留施設」

【利水対策案(7)：ダム再開発（江川ダムかさ上げ）】を「江川ダムかさ上げ案」

【利水対策案(14)：ダム再開発（既設ダムの貯水池の掘削）＋河道外貯留施設（貯水池）】を「ダム貯水池掘削案」と表現することとした。

※「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」、「雨水・中水利用」は全ての対策案に含まれる。

# 《新規利水》 現計画（ダム案） 「小石原川ダム案」

## 【河川整備計画の概要】

■小石原川ダムの新設によって必要な開発量を確保する。

- ・筑後川の支川小石原川へ小石原川ダム、佐田川から小石原川への導水施設を建設することによって、参画継続の意思が確認された都市用水に必要な開発量（0.65m<sup>3</sup>/s、補給地点：瀬ノ下）を確保する。



# 《新規利水》 利水対策案(1)「河道外貯留施設案」

## 【利水対策案の概要】

- 河道外貯留施設（貯水池）の新設によって必要な開発量を確保する。
  - ・効率的に必要な開発量を確保する観点から、筑後川本川沿川で補給地点に近く、補償物件の少ない筑後川中流域において、河道外貯留施設を新設する。

## 《利水対策案の内容》

方策名	内容
河道外貯留施設（貯水池）	筑後川中流域（筑後川37K～40Kの範囲内） 容量：約210万m <sup>3</sup> 、面積：約40ha

- ・河道外貯留施設では、取水ポンプ、周囲堤、放流施設を整備する。

## ■留意事項

- ・河道外貯留施設（貯水池）の建設には、用地取得に係る土地所有者との合意が必要。
- ・河道外貯留施設（貯水池）の建設には、地質調査や地下水調査など技術的検討が必要。

## ◇河道外貯留施設設置イメージ



## ◇利水対策案概略位置図



※各利水対策案の立案にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない  
 ※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである

# 《新規利水》 利水対策案(7)「江川ダムかさ上げ案」

## 【利水対策案の概要】

- 流域内の既設ダムを再開発することによって必要な開発量を確保する。
  - ・小石原川の既設ダムである江川ダムを約10mかさ上げする。

## 《利水対策案の内容》

方策名	内容
ダム再開発	江川ダムを約10mかさ上げ（容量490万m <sup>3</sup> 相当）

- ・かさ上げでは、堤体の補強、放流ゲート改築、周辺道路の付替等を実施。

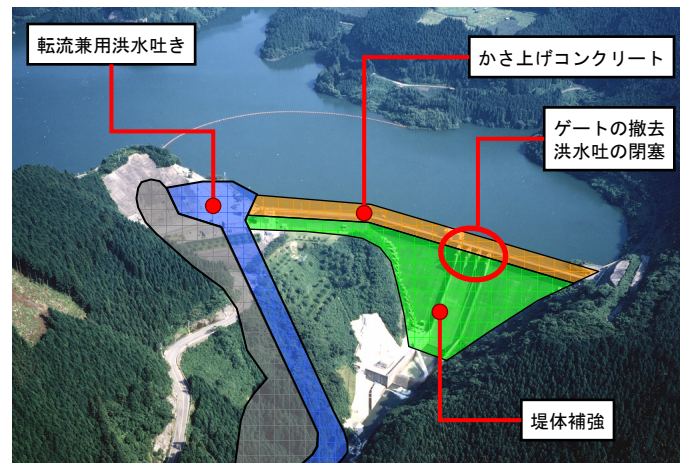
## ■留意事項

- ・江川ダムの利水者との合意が必要。
- ・かさ上げに伴う新たな水没地の用地取得に係る土地所有者との合意が必要。

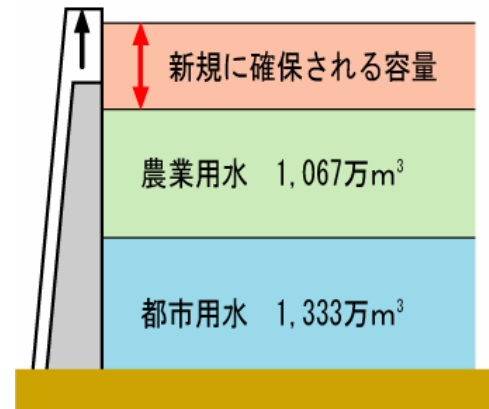
◇利水対策案概略位置図



◇かさ上げイメージ（江川ダム）



◇かさ上げによる容量確保のイメージ



江川ダムの諸元等		
諸元	堤高：79.2m、堤頂長：297.9m 供用開始：昭和50年	
利水	農業用水	両筑土地改良区
	都市用水	福岡市、朝倉市、福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団、佐賀東部水道企業団、鳥栖市

※各利水対策案の立案にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない  
 ※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである

# 《新規利水》 利水対策案(14) 「ダム貯水池掘削案」

## 【利水対策案の概要】

- 流域内の既設ダムを再開発するとともに、河道外貯留施設を新設することによって必要な開発量を確保する。
  - ・筑後川流域内の既設6ダム（江川ダム、寺内ダム、大山ダム、合所ダム、藤波ダム、山神ダム）の貯水池を掘削する。
  - ・ダム貯水池の掘削のみでは必要な開発量を確保できないため、あわせて筑後川中流域において河道外貯留施設を新設する。

## 《利水対策案の内容》

方策名	内容
ダム再開発	江川・寺内・大山・合所・藤波・山神ダム貯水池の掘削 (容量420万m <sup>3</sup> 相当、全掘削量490万m <sup>3</sup> )
河道外貯留施設 (貯水池)	筑後川中流域（筑後川37K～40Kの範囲内） 容量：約70万m <sup>3</sup> 、面積：約20ha

- ・河道外貯留施設では、取水ポンプ、周囲堤、放流施設を整備する。

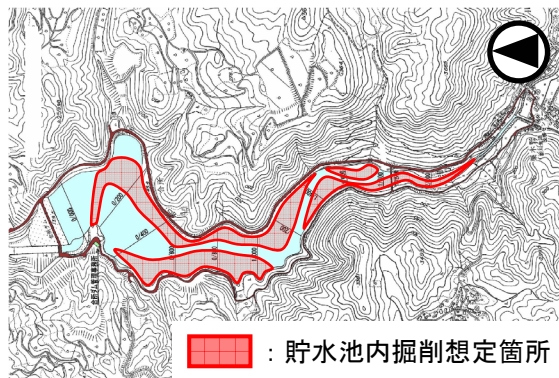
## ■留意事項

- ・掘削対象ダムの施設管理者、利水者との合意が必要。
- ・河道外貯留施設（貯水池）の建設には、用地取得に係る土地所有者との合意が必要。
- ・河道外貯留施設（貯水池）の建設には、地質調査や地下水調査など技術的検討が必要。

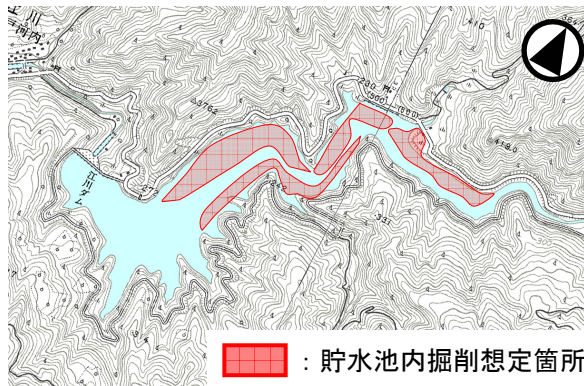
◇利水対策案概略位置図



◇合所ダム貯水池内掘削 概略位置図



◇江川ダム貯水池内掘削 概略位置図



◇河道外貯留施設設置イメージ



※各利水対策案の立案にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない  
 ※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである





# 流水の正常な機能の維持対策案 (参考資料)

【現計画（ダム案）：河川整備計画（小石原川ダム）】を「小石原川ダム案」

【対策案(2)：河道外貯留施設（貯水池）】を「河道外貯留施設」

【対策案(7)：ダム再開発（江川ダムかさ上げ）】を「江川ダムかさ上げ案」

【対策案(13)：ダム再開発（江川ダムかさ上げ）＋河道外貯留施設（貯水池）】を「江川ダムかさ上げ・河道外貯留施設案」

と表現することとした。

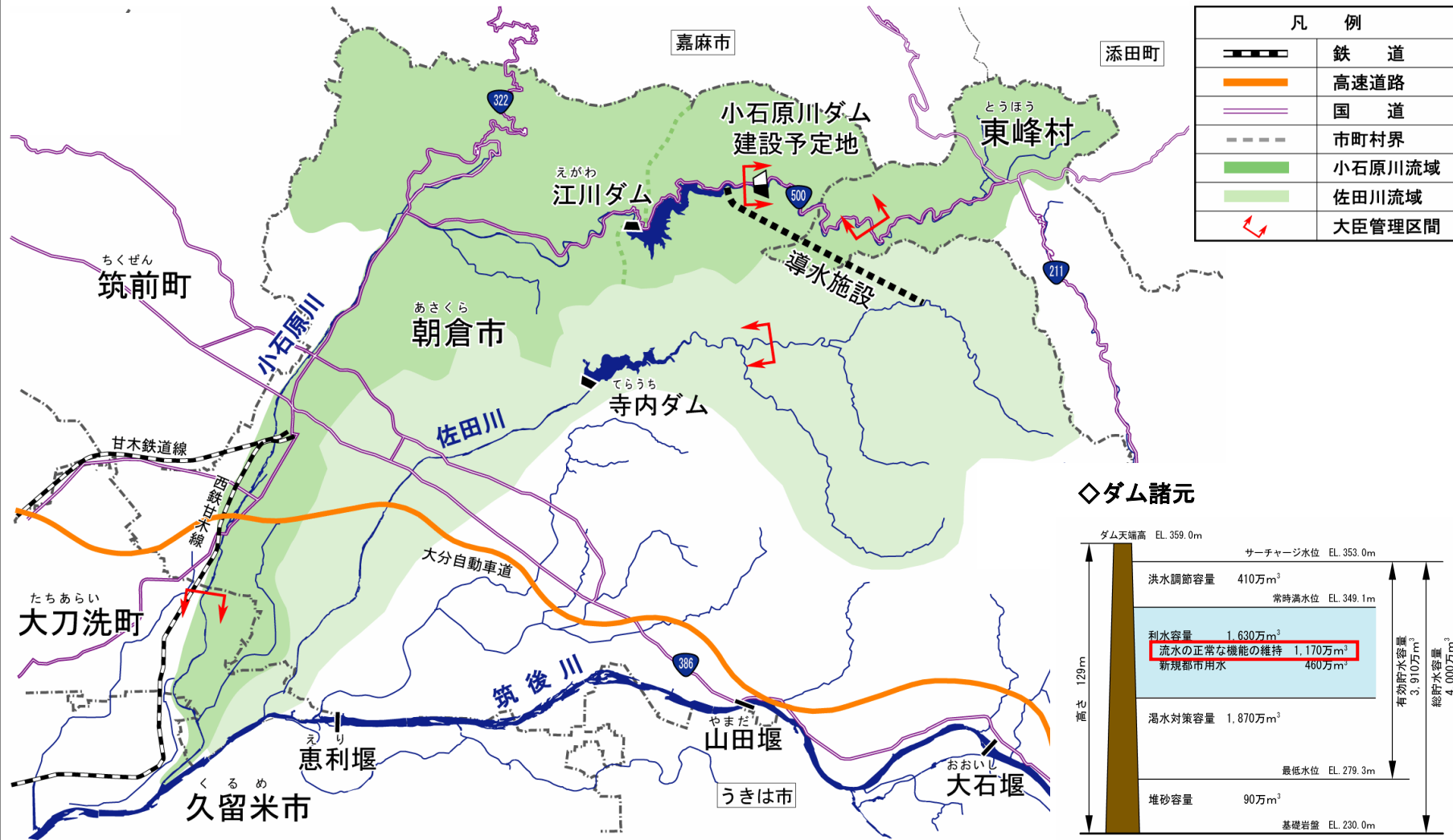
※「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」、「雨水・中水利用」は全ての対策案に含まれる。

# 《流水の正常な機能の維持》 現計画（ダム案） 「小石原川ダム案」

## 【河川整備計画の概要】

■小石原川ダムの新設によって必要な開発量を確保する。

- ・筑後川の支川小石原川に小石原川ダム、佐田川から小石原川への導水施設を建設することによって、筑後川本川、小石原川及び佐田川における流水の正常な機能の維持に必要な河川流量の確保に努める。



# 《流水の正常な機能の維持》 対策案(2)「河道外貯留施設案」

## 【対策案の概要】

■河道外貯留施設（支川貯水池及び本川貯水池）の新設によって必要な開発量を確保する。

- ・小石原川の目標を達成するため、効率的に必要な開発量を確保する観点から、小石原川沿川で補給地点に近く、補償物件の少ない小石原川上流域において、河道外貯留施設（支川貯水池）を新設する。
- ・あわせて、筑後川本川の目標を達成するため、筑後川中流域において河道外貯留施設（本川貯水池）を新設する。

## 《対策案の内容》

方策名	対策概要
河道外貯留施設 (支川貯水池)	小石原川上流域（小石原川14K～18Kの範囲内） 容量：約470万m <sup>3</sup> 、面積：約70ha
河道外貯留施設 (本川貯水池)	筑後川中流域（筑後川37K～40Kの範囲内） 容量：約180万m <sup>3</sup> 、面積：約30ha

- ・河道外貯留施設は、取水ポンプ、周囲堤、放流施設の整備等を実施。

## ■留意事項

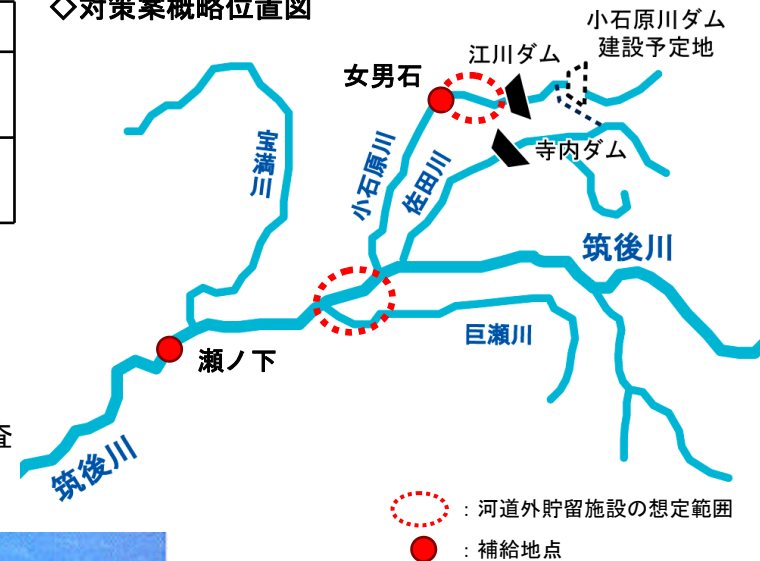
- ・河道外貯留施設（支川及び本川貯水池）の建設には、用地取得に係る土地所有者との合意が必要。
- ・河道外貯留施設（支川及び本川貯水池）の建設には、地質調査や地下水調査など技術的検討が必要。

## ◇河道外貯留施設設置イメージ



頼田貯水池（福岡県北九州市）

## ◇対策案概略位置図



- ：河道外貯留施設の想定範囲
- ：補給地点

※各対策案の立案にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない  
 ※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである

# 《流水の正常な機能の維持》 対策案(7)「江川ダムかさ上げ案」

## 【対策案の概要】

■流域内の既設ダムを再開発することによって必要な開発量を確保する。

- ・小石原川及び筑後川本川の目標を達成するため、小石原川の既設ダムである江川ダムを約13mかさ上げする。

## 《対策案の内容》

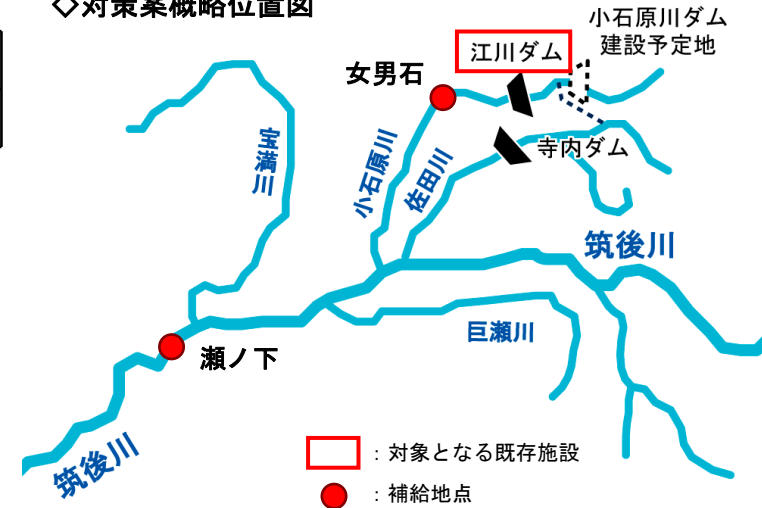
方策名	対策概要
ダム再開発	江川ダムを約13mかさ上げ（容量760万m <sup>3</sup> 相当）

- ・かさ上げでは、堤体の補強、放流ゲート改築、周辺道路の付替等を実施。

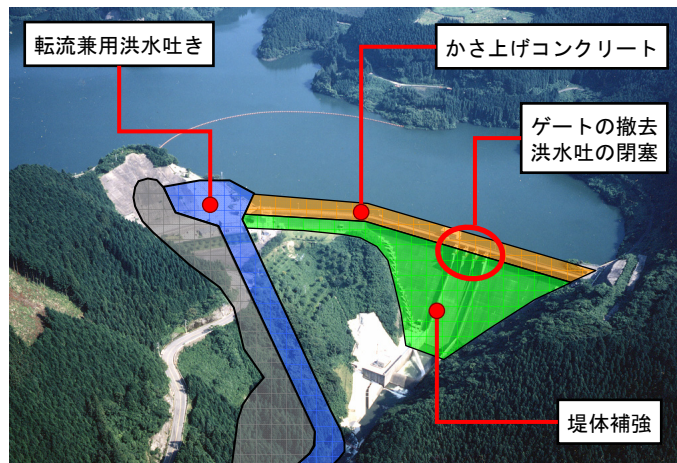
## ■留意事項

- ・江川ダムの利水者との合意が必要。
- ・かさ上げに伴う新たな水没地の用地取得に係る土地所有者との合意が必要。
- ・移転に係る移転対象者との合意が必要。

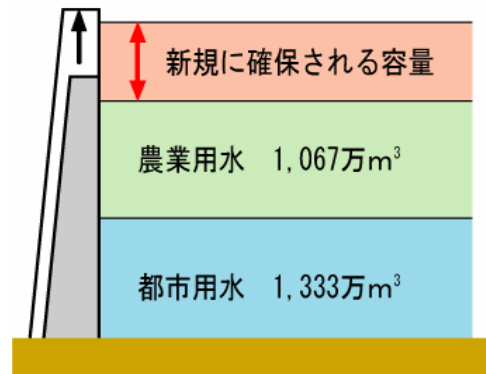
## ◇対策案概略位置図



## ◇かさ上げイメージ (江川ダム)



## ◇かさ上げによる容量確保のイメージ (江川ダム)



江川ダムの諸元等		
諸元	堤高：79.2m、堤頂長：297.9m 供用開始：昭和50年	
利水	農業用水	両筑土地改良区
	都市用水	福岡市、朝倉市、福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団、佐賀東部水道企業団、鳥栖市

※各対策案の立案にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない  
 ※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである

# 《流水の正常な機能の維持》 対策案(13)「江川ダムかさ上げ・河道外貯留施設案」

## 【対策案の概要】

■流域内の既設ダムを再開発するとともに、河道外貯留施設（本川貯水池）を新設することによって必要な開発量を確保する。

- ・小石原川の目標を達成するため、既設ダムである江川ダムを約10mかさ上げする。
- ・あわせて、筑後川本川の目標を達成するため、筑後川中流域において、河道外貯留施設（本川貯水池）を新設する。

## 《対策案の内容》

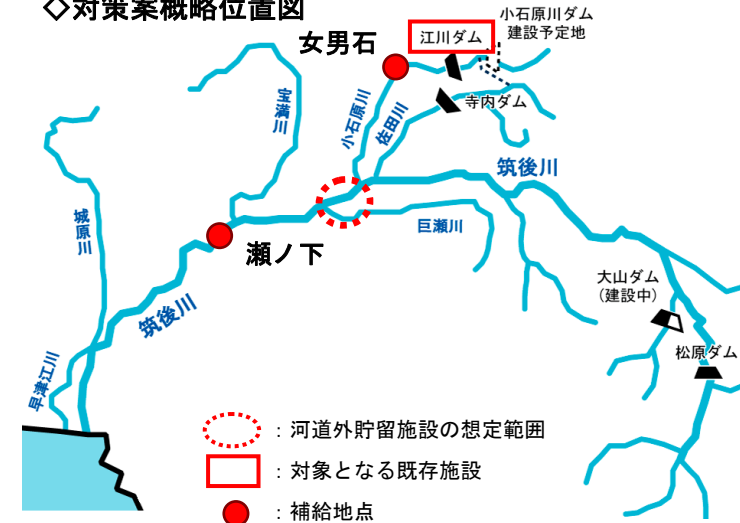
方策名	対策概要
ダム再開発	江川ダムを約10mかさ上げ（容量470万m <sup>3</sup> 相当）
河道外貯留施設（本川貯水池）	筑後川中流域（筑後川37K～40Kの範囲内） 容量：約180万m <sup>3</sup> 、面積：約30ha

- ・かさ上げでは、堤体の補強、放流ゲート改築、周辺道路の付替等を実施。
- ・河道外貯留施設は、取水ポンプ、周囲堤、放流施設の整備等を実施。

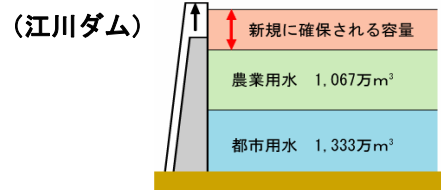
## ■留意事項

- ・江川ダムの利水者との合意が必要。
- ・かさ上げに伴う新たな水没地の用地取得に係る土地所有者との合意が必要。
- ・河道外貯留施設（本川貯水池）の建設には、用地取得に係る土地所有者との合意が必要。
- ・河道外貯留施設（本川貯水池）の建設には、地質調査や地下水調査など技術的検討が必要。

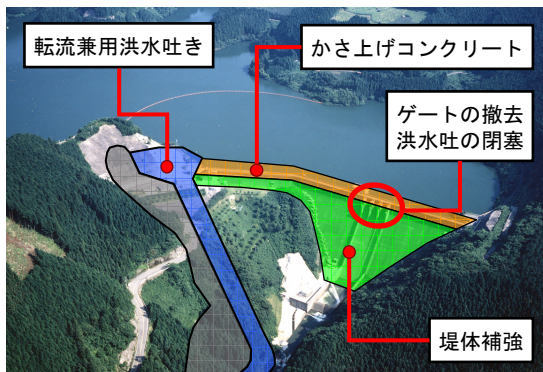
## ◇対策案概略位置図



## ◇かさ上げによる容量確保のイメージ



## ◇かさ上げイメージ（江川ダム）



## 江川ダムの諸元等

堤高：79.2m、堤頂長：297.9m 供用開始：昭和47年	
農業用水	両筑土地改良区
都市用水	福岡市、朝倉市、鳥栖市、福岡県南広域水道企業団、福岡地区水道企業団、佐賀東部水道企業団

## ◇河道外貯留施設設置イメージ



※各対策案の立案にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていません  
※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである



# 異常渇水時の緊急水の補給対策案 (参考資料)

【現計画（ダム案）：河川整備計画（小石原川ダム）】を「小石原川ダム案」  
【対策案(1)：河道外貯留施設（本川貯水池）】を「河道外貯留施設案」  
【対策案(6)：ダム再開発（江川ダムかさ上げ）】を「江川ダムかさ上げ案」  
【対策案(14)：ダム再開発（大山ダムかさ上げ）＋河道外貯留施設（本川貯水池）】を「大山ダムかさ上げ・河道外貯留施設案」  
と表現することとした。

※「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」、「雨水・中水利用」は全ての対策案に含まれる。

# 《異常渇水時の緊急水の補給》 現計画（ダム案） 「小石原川ダム案」

## 【河川整備計画の概要】

■小石原川ダムの新設によって必要な容量を確保する。

・筑後川の支川小石原川に小石原川ダムを建設することによって、異常渇水時の緊急水の補給に必要な容量（1,870万 $m^3$ ）を確保する。







# 《異常渇水時の緊急水の補給》 対策案(6)「江川ダムかさ上げ」

## 【対策案の概要】

- 流域内の既設ダムを再開発することによって必要な容量を確保する。
  - ・小石原川の既設ダムである江川ダムを約22.5mかさ上げする。

## 《対策案の内容》

方策名	対策概要
ダム再開発	江川ダムを約22.5mかさ上げ（容量1,870万m <sup>3</sup> 相当）

- ・かさ上げでは、堤体の補強、放流ゲート改築、周辺道路の付替等を実施。

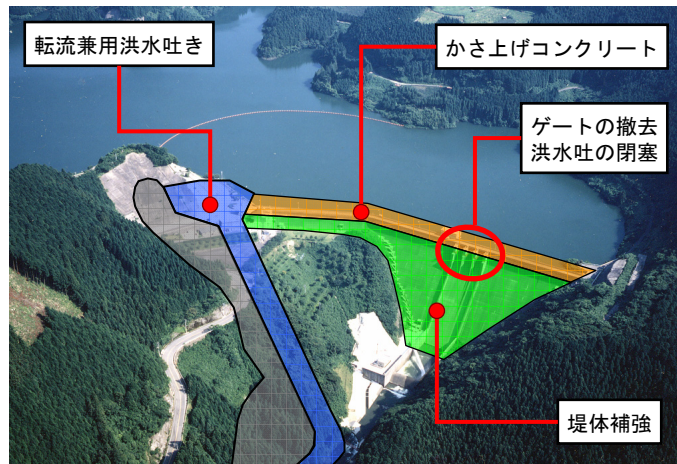
## ■留意事項

- ・江川ダムの利水者との合意が必要。
- ・かさ上げに伴う新たな水没地の用地取得に係る土地所有者との合意が必要。
- ・移転に係る家屋移転対象者との合意が必要。

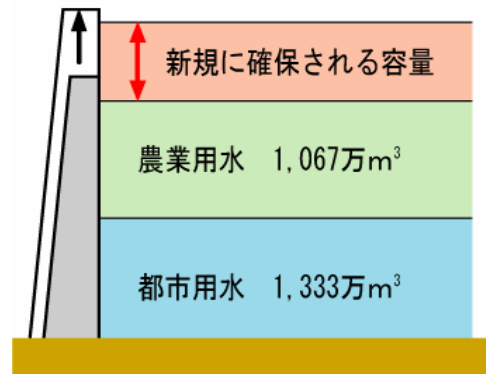
◇対策案概略位置図



◇かさ上げイメージ（江川ダム）



◇かさ上げによる容量確保のイメージ（江川ダム）



江川ダムの諸元等		
諸元	堤高：79.2m、堤頂長：297.9m 供用開始：昭和50年	
利水	農業用水	両筑土地改良区
	都市用水	福岡市、朝倉市、福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団、佐賀東部水道企業団、鳥栖市

※各対策案の立案にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない  
 ※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである

# 《異常渇水時の緊急水の補給》 対策案(14) 「大山ダムかさ上げ・河道外貯留施設案」

## 【対策案の概要】

■流域内の既設ダムを再開発するとともに、河道外貯留施設（貯水池）を新設することによって必要な容量を確保する。

- ・赤石川で試験湛水中の大山ダムを約16mかさ上げする。
- ・大山ダムかさ上げのみでは必要な容量を確保できないため、あわせて筑後川中流域において河道外貯留施設を新設する。

## 《対策案の内容》

方策名	対策概要
ダム再開発	大山ダムを約16mかさ上げ（容量860万m <sup>3</sup> 相当）
河道外貯留施設（貯水池）	筑後川中流域（筑後川37K～40Kの範囲内） 容量：約1,010万m <sup>3</sup> 、面積：約190ha

- ・かさ上げでは、堤体の補強、放流ゲート改築、周辺道路の付替等を実施。
- ・河道外貯留施設は、取水ポンプ、周囲堤、放流施設の整備等を実施。

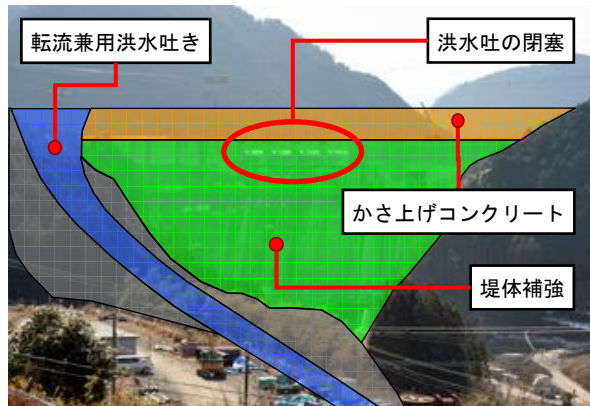
## ■留意事項

- ・大山ダムのかさ上げには、大山ダムの利水者との合意が必要。
- ・かさ上げに伴う新たな水没地の用地取得に係る土地所有者との合意が必要。
- ・河道外貯留施設（貯水池）の建設には、用地取得に係る土地所有者との合意が必要。
- ・河道外貯留施設（貯水池）の建設には、地質調査や地下水調査など技術的検討が必要。

## ◇対策案概略位置図



## ◇かさ上げイメージ（大山ダム）



大山ダムの諸元等	
堤高：94.0m、堤頂長：370.0m 平成23年5月より試験湛水	
洪水調節	ダム下流の赤石川及び筑後川沿川の洪水被害軽減
都市用水	福岡県南広域水道企業団、福岡地区水道企業団
流水の正常な機能の維持	ダム下流赤石川及び筑後川本川向け

## ◇河道外貯留施設 設置イメージ



※各対策案の立案にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない  
※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである